

Q9-4 租税協定に基づく対応的調整について教えてください。

租税協定に基づく対応的調整とは、関連企業間の取引で、一方の地域で移転価格に関して追徴課税が行われた場合において、他方の税務当局が一方の税務当局が追徴課税を行う際に前提とした取引条件に合意する場合には、他方の税務当局の租税の金額を調整することをいいます。この調整にあたっては、必要に応じて双方の権限のある当局間で相互協議および情報交換が行われます。

例えば、台湾子会社と日本親会社との間の商取引で、台湾子会社に対して移転価格に関する税務調査が行われた結果、台湾の税務当局から追徴課税を課されたとします。その場合、日本の税務当局が台湾の税務当局の判断に同意した場合は、日本親会社の日本での税金が減額調整されることになります。